

6. 市民のために市民と築くまちづくり



6-1 行政サービスの向上

施策 1 行政サービスの向上

基本方針

市民の多様なニーズに効率的・効果的に対応していくため、窓口サービスの充実など、行政サービスのさらなる向上をめざします。また、職員定数の適正化を進めるとともに、職員の資質向上を図ることにより、市民サービスの向上に努めます。

現状と課題

① 職員定数の適正化

市民の多様なニーズや新しい施策への対応など、業務量が増加する中、第2次志摩市定員適正化計画がスタートするとともに、平成28年4月から新たな組織機構体制へと移行し、事務分掌の見直しを図っています。今後も職員数をさらに削減する計画としており、さらなる事務分掌の見直しや職員の資質向上が求められています。

② 人事評価制度の運用

人事評価制度を本格実施することで、行政サービスの向上を目指した人事管理の基礎として活用することが求められています。

③ 窓口サービスの充実

市民課への総合案内窓口の設置や窓口開設時間の一部延長、そして、電話予約による閉庁日における証明書の交付などにより、市民が利用しやすい窓口サービスを行ってきました。今後も引き続き、多様化する市民のニーズに合わせた窓口サービスの充実に努める必要があります。

④ マイナンバー制度(*)

マイナンバー制度の導入にともない、窓口サービスにおいては、これまで以上に関係部署や他機関との連携が必要になっています。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律や特定個人情報保護法を順守し、徹底した個人情報管理が必要になっています。

⑤ 選挙事務の改善および効率化

期日前投票システムの導入により、期日前投票を行う選挙人の利便性は向上してきました。しかし、当日投票については、当日投票システムまたは電磁的記録式投票（電子投票）システムが未導入となっており、選挙事務の改善や効率化の検討を行い、選挙人の利便性の向上とスムーズな投票をめざす必要があります。

⑥ 入札の効率化

入札参加資格審査登録については、県下の主な市町等による共同受付を実施しており、登録コストの削減や事務の軽減について一定の効果を得ています。また、工事の設計積算の適正化や入札制度の改善などに向けて、志摩市公共事業推進本部の設置に向けた準備会を立ち上げ、公共工事技術管理委員会や入札・契約制度検討委員会を定期的を開催し、検討しています。今後は、より透明性の高い入札制度とするため、電子入札の導入についても検討していく必要があります。

⑦ 文書管理の確立

これまで文書管理規程に基づき、文書などの管理を統一し、事務の効率化を図ってきました。しかし、支所機能の見直しにともない、今後は旧町との文書の統一を図る必要があり、電子文書保存なども含めた文書管理システムの導入についても検討していく必要があります。また、旧町の管理文書については、各支所に保管していますが、今後は、災害時にも対応できる保管方法、保管場所の調整・確保を検討していくことが必要になります。

⑧ 公用車の運用適正化

稼働率の低い車の集中管理車への所管替えや実施稼働率・年式などの見直しを計画的・定期的に行い、引き続き運用の適正化を図ることが必要です。

施策展開上の重点化の視点

- ・ マイナンバー制度を運用するにあたり、関係部署や他機関との連携が重要になります。
- ・ 投票所の再編の検討に加え、選挙人が多い投票所については当日投票システムの導入を検討し、事務従事者の削減や事務の簡素化・効率化を図り、混雑緩和・選挙人の利便性の向上をめざします。
- ・ 志摩市公共事業推進本部の設置を検討します。
- ・ 文書管理システムの導入により、文書の集中管理を検討し、電子決済システム導入に係る事務の効率化や経費の削減に向けた調査を行います。

政策 6-1 行政サービスの向上

今後の取り組みの内容

①人事管理の推進	主な担当課
<p>①-1 職員定数の適正化</p> <p>職員定数の適正化を図るため、平成 36 年度の数値目標に向け、取り組みを推進します。</p>	
<p>①-2 職員の資質向上</p> <p>研修制度の見直しを図り、効果的な研修を実施するとともに、人事評価制度を充実させ、人事管理に反映させていきます。</p>	
<p>②窓口サービスの向上</p>	
<p>②-1 ワンストップサービスの向上</p> <p>戸籍の届出・住民異動届に伴う各種手続を市民課窓口一元化することで、ワンストップサービスの向上に努めます。</p> <p>窓口アンケート結果に基づき、市民満足度を高められるよう取り組みを進めるとともに、懇切丁寧な接遇に努めます。</p>	
<p>②-2 マイナンバー制度の活用</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律や特定個人情報保護法を順守し、関係部署や他機関との連携を図りながら、マイナンバーを適正に取り扱います。</p> <p>個人番号カードを利用した証明書などのコンビニ交付については、市民の意向や発行件数の増減などに注視しながら、費用対効果も考慮して検討していきます。また、電子証明書は国税電子申告・納税システム（e-Tax）など、国や地方公共団体の手続で利用でき、今後は、民間事業者との手続にも利用できるようになることから、その周知と普及に努めます。</p> <p>運転免許証の未保有者や返納者に対し、本人確認のための身分証明書として利用できることの周知に努めます。</p>	<p>総務課</p> <p>管財契約課</p> <p>市民課</p> <p>建設整備課</p>
<p>③行政サービスの向上</p>	
<p>③-1 選挙事務の効率化</p> <p>当日投票システム導入を検討し、選挙事務の効率化を図り、選挙人の利便性の向上につなげます。</p>	
<p>③-2 入札・契約事務の効率化</p> <p>公共工事の入札制度の改善や工事の設計積算の適正化、工事の品質確保などを図るため、志摩市公共事業推進本部の設置を検討します。</p> <p>電子入札の導入について、導入コストや事業効果を検討していきます。</p>	
<p>④文書管理の適正化</p>	
<p>④-1 文書管理の適正化</p> <p>適正な文書管理に努め、文書管理目録や文書目録の活用など、効率化を図ります。</p>	
<p>⑤公用車の適正配置</p>	
<p>⑤-1 公用車の適正配置</p> <p>公用車の適正配置をめざし、より効率の良い活用方法を模索しながら経費の削減に努めます。また、機構改革などで使用しなくなった公用車の適正配置についても検討します。</p>	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	専門知識（契約・検査など）の習得のための研修会参加	回／年	26	18	24	24	管財契約課
2	公用車の適正台数	台	26	188	185	180	
3	入札・契約制度検討委員委員会の開催	回／年	26	3	4	4	建設整備課
4	公共工事技術管理委員会の開催	回／年	26	2	4	4	
5	定員適正化計画による職員数（一般会計）	人	27	554	482	425	総務課
6	スキルアップ研修への職員参加率	%	26	28	70	100	
7	選挙事務の改善および効率化	%	27	0	11.9	19.7	市民課
8	窓口アンケートにおける満足度	%	27	85	90	95	



志摩市役所市民サービス窓口

施策 2 行政改革の推進

基本方針

志摩市行政改革大綱に基づき、それぞれの改革項目の実現に向けて、志摩市第2次財政健全化アクションプログラムや志摩市行政改革実施計画を推進するとともに進行管理を行い、簡素で効率的な行政経営を目指します。

現状と課題

① 効率的な行財政運営

普通交付税の一本算定や今後の人口減少など、歳入の減少が見込まれる中、志摩市第2次財政健全化アクションプログラムを策定しました。今後は志摩市行政改革実施計画の実施状況を把握し、財政計画に基づいた財政運営を行うとともに、経常経費の節減に努めていく必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 各施策の進捗状況や費用対効果などを随時評価していくことが重要です。

今後の取り組みの内容

①行政改革の推進	主な担当課
①-1 行政改革の推進 行政改革大綱の方針を基本に、財政健全化アクションプログラムや行政改革実施計画に沿った行政改革を推進します。	財政経営課 総務課
①-2 簡素で効率的な組織機構への見直し 事務事業を円滑に遂行するため、職員適正化計画による職員数や本庁・支所を中心とした施設の統廃合の進捗状況を勘案し、簡素で効率的な組織機構を目指します。	
①-3 行政評価の推進 志摩市第2次財政健全化アクションプログラムや志摩市行政改革実施計画による各事業における進行管理を実施し、コストや成果を重視した行政経営を推進することで、市民満足度の向上を図ります。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	行政改革推進委員会の実施回数	回／年	H 27	2	3	3	財政経営課



志摩市行政改革推進委員会

施策 3 財政の健全化

基本方針

財政運営にあたっては、常に長期的な視野に立った安定した行財政運営が継続できるよう、第2次財政健全化アクションプログラムの進捗状況の把握・検証を行うとともに、財政計画に沿った予算編成を進めます。また、志摩市行政改革実施計画を着実に実行し、財政計画に基づいた財政運営を行うとともに、経常経費の節減に努めます。

現状と課題

① 税収の確保

公平・公正な課税に向けて正確に課税事務を遂行するとともに、各税目で抱える諸課題について引き続き調査などを行い、課税の精度を高めていくことが必要です。住民税特別徴収の徹底に今後も継続して取り組み、税収確保に努めるとともに、固定資産税においては、市内全域の家屋現況図整備の成果に基づいて未評価家屋の調査賦課・滅失漏れの解消などを行うことにより、課税の公平性を保ち、確実な財源確保を行います。

② 税収の強化

税の公平性の確保と滞納額の縮減を図るため、滞納処分を基本とした滞納整理、インターネットなどによる動産、不動産公売の積極的な実施や三重地方税管理回収機構と連携を図った滞納税の縮減などに努めることが必要です。また、納税の困難な方に対しては、納付相談により十分な聴き取りを行ったうえで分納・猶予緩和も行わない計画的な納付を促し、現年度分の徴収率は、「財政健全化アクションプログラム」で掲げている98%を目標として臨んでいきます。今後は、納付環境整備として、納期限納付の推進、口座振替納付やコンビニ収納の利用促進並びに口座振替で引き落としができなかった方などへの電話催告を継続することも必要となっています。

③ 長期的財政計画の実行

安定的な財政運営のためのさらなる行財政改革を実施するため、第2次財政健全化アクションプログラムや財政計画を策定しました。将来、普通交付税の合併算定替がなくなることや合併特例債の発行ができなくなるなどから、財政環境が悪化すると予想され、第2次財政健全化アクションプログラムの確実な実行が必要となっています。志摩市行政改革実施計画の実施状況を把握し、財政計画に基づいた財政運営を行うとともに、経常経費の節減に努めていく必要があります。

④ 公共施設の維持管理

人口規模や財政規模に合ったサービスを実施するため、これまで学校や清掃センター、給食センターなどの施設統廃合を進めてきましたが、今後も引き続き進めていく必要があります。また、老朽化した公共施設が耐用年数を迎えることで、財政負担の増大が懸念されます。

⑤ 跡地・未利用施設の利活用について

人口減少や財政規模の縮小にともない、施設の統廃合が急速に進んでいます。今後、跡地となった施設や未利用施設については所管課や跡地・施設等の利活用検討プロジェクトにおいて利活用について検討したうえで、利用・廃止・除却・売却を進めていく必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- これまで第1次財政健全化アクションプログラムに基づき、施設の統廃合を積極的に進めてきましたが、統廃合に伴う空き施設については、財源の確保が困難な状況により除却についても見送ってきた状況です。法改正により除却について起債対象となったことから、今後は平成31年度まで発行可能な合併特例債を活用して計画的な除却を進めていきます。

今後の取り組みの内容

①財源の効果的配分	主な担当課
<p>①-1 志摩市第2次財政健全化アクションプログラムの実行</p> <p>志摩市第2次財政健全化アクションプログラムを推進することにより人件費の抑制や施設の見直しなどの経常経費の削減に努めます。</p>	
<p>②財源の確保</p>	
<p>②-1 多様な徴収方法の実施</p> <p>滞納処分を基本とした滞納整理を行うとともに納税相談、財産調査を継続的に実施していきます。</p> <p>高額、困難案件を対象とした、三重地方税管理回収機構への移管に加え、当該回収機構が実施する滞納整理拡充事業（少額事案）への移管に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>インターネットなどによる動産、不動産公売の積極的な実施により市税の徴収に努めます。</p> <p>納付環境の整備として、口座振替納付やコンビニ収納の利用促進並びに口座振替で引き落としができなかった方などへの電話催告を継続的に実施していきます。</p> <p>納期限内納付の推進を図るために、広報紙、ケーブルテレビなどを活用し納付を呼び掛けていきます。</p> <p>ふるさと納税制度を活用し、志摩市のために全国から寄せられた寄付金を財源とし、志摩市の地域振興や地域資源の保全などに資する事業を実施するための基金を設置し、適正に運用することで、寄付者の社会的投資を具体化します。</p>	<p>総合政策課</p>
<p>③財政の健全化</p>	<p>財政経営課</p>
<p>③-1 財政計画に沿った財政運営</p> <p>第2次財政健全化アクションプログラムの進捗状況の把握・検証と財政計画に沿った予算編成を進めます。</p>	<p>課税課</p>
<p>③-2 各種使用料などの適正化</p> <p>各種負担金や使用料などについては、受益者負担とのバランスを勘案しながら、適正な負担水準となるよう検討します。</p>	<p>収税課</p>
<p>③-3 適正な市債の発行</p> <p>合併特例債の発行が平成31年度までとなるため、計画的に活用していきます。</p>	
<p>③-4 財政運営の透明性の確保</p> <p>広報紙やホームページなどを活用して、わかりやすく財政情報を公表し、財政状況の透明性の確保に努め、市民との情報共有を図ります。</p>	
<p>③-5 公共施設の適正配置と計画的な除却</p> <p>老朽化した公共施設が耐用年数を迎えることで財政負担の増大が懸念されるため、除却が必要な施設については合併特例債を活用して計画的に除却します。</p>	
<p>④跡地・未利用施設の利活用</p>	
<p>④-1 跡地・未利用施設の利活用</p> <p>施設の統廃合などによって跡地となった施設や未利用施設については、施設主管課において方針を定めたくえで、跡地・施設等の利活用検討プロジェクトに諮り、利用、廃止、除却、売却について検討します。また、その際には耐震がない施設や浸水域にある施設については積極的に除去していきます。</p> <p>跡地・未利用施設の利活用についてはPPP手法などの活用も検討しながら民間活力を有効に活用していきます。また、特に新規雇用の創出につながるような事業については積極的な支援を検討します。</p>	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	財政調整基金残高比率※1	%	26	24.2	14.2	15.8 (36年度)	財政経営課
2	実質公債費比率（単年度）	%	26	9.2	13.7	6.3 (36年度)	
3	地方債残高（一般会計）	百万円	26	35,134	25,896	21,859 (36年度)	
4	経常収支比率※2	%	26	93.8	98.1	91.2 (36年度)	
5	市税徴収率	%	26	84.93	89.80	91.65 (36年度)	収税課

※1. 財政調整基金残高／推計標準財政規模

※2. 経常経費充当一般財源／（経常経費一般財源等＋減税補てん債＋臨時経済対策債）×100



施策 4 広域行政の展開

基本方針

伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに基づいた広域行政を展開するとともに、必要に応じて県や近隣市町に働きかけ、一部事務組合や広域連合などの制度を活用することで、効率的・効果的な行政運営を行います。

現状と課題

① 伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの展開

志摩市は人口問題や少子高齢化問題を中心にさまざまな地域課題を抱えています。こうした中、自主自立的な地域の活性化と持続的な発展を継続していくためには、単独自治体での事業展開には限界があるのと同時に効率的ではないと考えられます。そこで、平成26年度に策定した伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに基づいた広域での行政を展開し、それぞれの特色を生かした圏域づくりを進め、課題解決に取り組んでいく必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに基づく施策展開を行います。

今後の取り組みの内容

① 広域行政の展開		主な担当課
①-1 広域行政のあり方の検討	県と市町の地域づくり連携・協働協議会などにおいて、県および関係市町と地域における役割分担の検討を進めます。	総合政策課
①-2 広域的な行政の取り組み	常備消防、養護老人ホーム、農業共済などの一部事務組合や、広域連合によるごみ処理、し尿処理、介護保険認定業務などにおいて、関係市町と連携を図っていきます。	
①-3 伊勢志摩定住自立圏構想(*)の展開 生	伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに基づき、伊勢志摩圏域がめざす将来像やその実現に向けて、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化と発展を図るために必要な施策を展開します。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組	取組数	26	13	14	15	総合政策課



施策 5 情報化の推進

基本方針

市民と行政の情報相互利用を目指した地域情報化の推進や申請・届出の電子化などの市民ニーズに対応した電子自治体の推進を図ります。また、誰もが安全・安心に情報を活用することができるよう、情報保護対策の充実を図ります。

現状と課題

① 地域情報化の推進

公共施設への光ケーブルによる地域イントラネット網の整備や各種モバイルなどによる市民への情報提供を行っています。今後は、日々進化し、高度化する通信インフラに対応するための設備投資・更新が必要となります。

② 電子自治体の推進

業務系各種システムや職員用内部情報系端末機器については、随時、新規導入と更新を図りながら、高度化に対応するための整備や法定耐用年数経過に対応するための更新計画に取り組むことが必要となります。

③ 情報保護対策の充実

毎年、新規採用職員と各課システム担当者向けの研修（eラーニング）を実施しています。今後は、マイナンバー制度などの導入にともない、よりいっそうの個人情報の保護に関する職員の意識改革と研修教育を行う必要があり、また、個人情報流出事故などに対応するための体制整備や対応マニュアルなどの作成が必要となります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 情報端末機器を活用した地域情報化の推進や電子自治体の推進のための業務システムの更新、また、情報保護と漏洩防止に向けた対策の充実を図ります。

政策 6-1 行政サービスの向上

今後の取り組みの内容

① 地域情報化の推進		主な担当課
①-1 行政情報の利活用	市民向けにスマートフォンを始めとする各種モバイル等情報端末機器を活用した情報提供を推進し、市民と行政の情報相互利活用を促進します。	
①-2 地域通信網の整備	公共無線 LAN などを活用した情報提供と次世代に対応する地域イントラネット網を整備し、地域間の情報格差を是正します。	
①-3 地域イントラネットの利活用	市内の図書館や図書室を結ぶイントラネットを活用し、蔵書検索や図書資料などの予約サービスの普及・啓発に努めます。また、郷土資料の詳細なデータの登録による地域文化の調査など、市民が活用しやすいサービスの向上に努めます。	
② 電子自治体の推進		市長公室
②-1 業務系システム導入・更新	法改正や行政改革に伴う新たな業務系各種システムの導入や既存システムの定期的な更新に努めます。また、電子自治体の実現をめざした職員の技術向上に努めます。	生涯学習 スポーツ課
②-2 電子自治体に向けての整備	各種申請や届出の電子化や住民ニーズに対応した電子自治体の実現をめざし、ICT に対応する行政サービスを推進します。	
③ 情報保護対策の充実		
③-1 情報保護の法令順守	職員の情報保護に対するコンプライアンスの実践とモラルの確立のための研修教育を実施します。	
③-2 情報リテラシーの推進	情報の保護と漏洩防止に向けた体制づくりに努め、各部局の連携強化や職員の情報処理活用能力の向上に努めます。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	職員セキュリティポリシー研修	回／年	27	2	2	2	市長公室

6-2 市民に開かれたまちづくり

施策 1 行政情報の提供

基本方針

市民に開かれたまちをめざし、行政情報については広報紙、ホームページ、行政チャンネルなどのさまざまな情報媒体を活用し、情報提供に努めます。

現状と課題

① さまざまな広報媒体の活用

市民との情報共有の観点から、広報紙、ホームページ、行政チャンネルを活用して情報提供を行っていますが、自治会加入世帯以外の方の広報紙の入手については、各公共施設やショッピングセンターなどでの入手、またはホームページでの閲覧のみとなっていることから、他の媒体を活用した「いつでも」「どこでも」「手軽に」広報紙や市の情報が入手できる仕組みづくりが必要となっています。

施策展開上の重点化の視点

・「いつでも」「どこでも」「手軽に」広報紙や市の情報が入手できる仕組みづくりが重要です。

今後の取り組みの内容

① まちの魅力の発信		主な担当課
①-1	行政情報の提供 	市長公室
いつでも、どこでも、手軽に広報紙や市の情報が入手できる方法を検討し、情報提供の充実を図ります。		
①-2	志摩市ホームページの充実 	市長公室
志摩市の「楽しさ」や「暮らしやすさ」などの魅力が伝わるホームページづくりに努めます。また、移住定住情報や市民参画コーナーなどの充実を図ります。		

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	ホームページの閲覧数	件(累計)	26	271,930	325,000	350,000	市長公室
2	ホームページ更新数	件(累計)	26	574	700	800	

施策 2 市民参画のまちづくり

基本方針

市民のまちづくりへの参画機会の充実や協働のルールを明確にすることにより、協働によるまちづくりを推進します。

現状と課題

① 市民参画意識の向上

市民参画の観点から市民の意見を聞くため、本庁や支所への意見箱の設置やホームページでの問い合わせフォームの設置、また、パブリックコメント制度や市民公募委員の任用など、これまで市民参画しやすいまちづくりに取り組んできました。しかし、どの制度についても実績数は少ない状況にあり、今後は、さらなる市民参画意識の向上が求められており、引き続き、周知活動に努めるとともに、市民の参画方法についても再検討していく必要があります。

② 住民自治の確立

地域の課題が複雑化かつ多様化している中で、市民ニーズのすべてを行政だけで対応することは困難となっています。また、地方分権の時代を迎え、これまでの市民と行政との関係を見直し、市民自らの意思に基づき、市民自らがまちづくりを実践する住民自治の確立が求められています。このような状況の中で志摩市まちづくり基本条例が制定されましたが、未だ市民の条例に対する理解は充分とは言えないため、今後も周知啓発が必要となっています。また、条例の実効性を確保する目的で設置された志摩市まちづくり基本条例推進委員会による条例の進捗管理についても、確実にを行う必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認め合い、対等の立場で協力し合う協働のまちづくりを推進します。
- ・ 市民参画のまちづくりのため、パブリックコメント制度などの市民参画手法について、市民への周知を推進します。

今後の取り組みの内容

①まちづくりへの市民参画	主な担当課
<p>①-1 市民参画のしくみの確立</p> <p>パブリックコメント制度の周知を図り、積極的に市民が参画できるまちづくりに努めます。</p> <p>審議会、懇談会などの委員の選任にあたっては、市民公募の手法を取り入れるなど、市民参画の機会の確保に努めます。</p>	
<p>①-2 政策形成への市民参画</p> <p>市民と市がお互いの持つ資源を結集し、協働（役割分担）することによって、公共的課題の解決につなげていきます。</p>	市長公室
<p>①-3 まちづくり基本条例を推進するための体制整備</p> <p>まちづくり基本条例制度の充実・実効性を確保するため、まちづくり基本条例推進委員会で運用状況を把握・検討し、さらなる推進を図ります。</p>	総合政策課
<p>①-4 高校生の市民参画 </p> <p>多くの高校生が志摩市に誇りを持って住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進するため、高校生の意識調査に取り組み、若者向け施策や高校生との連携施策について検討します。</p>	人権市民協働課
<p>①-5 若者の市民参画 </p> <p>志摩市の将来を担う若者の意見を市政に反映させるため、市内の若者（35歳以下）や市職員を中心としたワークショップなどを開催し、若者の議論の中から、将来に有効な施策を模索し、若者の希望が叶うまちづくりを推進します。</p>	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	パブリックコメント意見数	件(累計)	26	0	10	20	市長公室
2	公募委員が10%以上の審議会などの割合	%	26	7.1	8	10	人権市民協働課
3	協働事業提案制度提案数	件(累計)	26	12	30	45	人権市民協働課



志摩市創生総合戦略策定にかかる
若者ワークショップ

施策 3 市民活動の支援

基本方針

市民活動団体などの活動を活発化させ、成熟した市民社会の構築をめざすため、市民活動支援センターの効果的な運営を行います。また、活動団体間の連携や交流を促進するとともに、市民活動への支援に努めます。

現状と課題

① 市民活動団体の相互交流促進

各市民活動団体は、各地域において主体的にさまざまな活動を展開していますが、団体間につながりがなく連携が取れていないことから、活動団体間での交流をより促進し、相互理解を深めるとともに、一体となって活動ができる環境づくりが必要となっています。

② まちづくりを担う市民活動団体の育成

まちづくり、子どもの健全育成、福祉などさまざまな分野で市民活動団体が盛んになってきています。今後も市民主導によるまちづくりを進めるうえで、まちづくりを担う中心的な団体の育成が重要であり、さまざまな活動をリードする指導的団体の育成・確保が必要となっています。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 市民活動団体への情報提供や、団体間ネットワークの構築、活動拠点の充実などまちづくり活動への支援を行い、活動を促進します。

今後の取り組みの内容

①市民活動への支援		主な担当課
①-1 市民活動支援センターの運営	市民活動を活性化させるため、情報の収集や発信業務、相談業務などを通じて、市民が利用しやすいセンターの運営をめざします。	総合政策課 人権市民協働課
②地域内交流の推進		
②-1 多様な市民団体の連携と交流の促進	地域を良くしようと市民活動に取り組んでいる団体などの意見交換・情報交換の機会をつくり、各々に取り組んでいる活動や課題、あるいは地域の魅力について話し合うことで、新たなネットワークの構築や新たな取り組みのきっかけづくりを図ります。	
②-2 人材ネットワークの構築	志摩市のあらゆる分野で頑張っている市民や、その分野に精通している市民を広く紹介するとともに、人材ネットワークの構築を図ります。	
③地域における人材育成		
③-1 地域人材プラットフォームの創出	志摩市を活性化したい「ひと」の発掘・育成を支援し、その人材を活用したい「ひと」を結びつけるネットワークの構築を図ります。	
④まちの魅力の発信		
④-1 志摩の魅力の発信コンテンツの充実	志摩市の魅力を題材にした出版物などを制作する市民に対しての支援に努めます。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	市民活動団体登録数	団体 (累計)	26	62	65	68	人権市民協働課

6-3 地域コミュニティ基盤の強化

施策 1 地域コミュニティ基盤の強化

基本方針

住民自らが住んでいるまちに関心を持ち、自分たちの住むまちを安全で暮らしやすい場にしていけるよう、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念を持ち、地域課題の解決やまちづくり活動に取り組んでいける環境づくりを行います。

現状と課題

① 住民の自治意識の醸成

都市化の進展や少子高齢化の到来、価値観の多様化、生活圏の拡大などによって、住民相互の交流機会は減少し、地域の連帯感や帰属意識はますます希薄になっています。また、これまでのように自治会、女性の会などを通じて、主体的に地域のまちづくりに参画しようとする住民は減少傾向にあるため、自治意識の醸成への取り組みが必要となっています。

② 自治会を支える人材の育成

社会環境の変化に伴って、ゴミ問題、子育て、防犯、青少年の育成、災害対策など、地域の課題が多く顕在化し、行政主体では解決が困難な状況となっています。地域の課題を解決し、次の自治を担うことができる人材の育成が必要ですが、自治会などの加入率の低下や人材不足による役員の固定化、高齢化が課題となっています。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 住民自治組織の活性化を支援しながら地域との連携を強めるとともに、住民意思の施策への反映など、住民参画を保障する体制の整備を行い、地域課題の解決や地域の自立を担う人材の育成、住民自治意識の醸成、動機づけを推進します。

今後の取り組みの内容

①住民自治基盤の強化	主な担当課
<p>①-1 住民自治活動の活性化</p> <p>市内自治会に対する財政支援や研修会などを実施するとともに、加入率向上に取り組み、地域の自治活動を支援します。</p> <p>各自治会における地域課題解決に向けた取り組みなど、主体的なまちづくり活動を積極的に支援します。また、市民集会システムの効果的な活用を図ります。</p>	人権市民協働課
<p>①-2 組織間の連携と情報交換の促進</p> <p>自治会と市民活動団体やボランティア団体、また、事業者なども含めた幅広い市民組織とのネットワーク化を促進します。</p>	
<p>①-3 地域担当職員制度</p> <p>市民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を深める取り組みとして、市職員が各自治会の担当となり、問題解決に市民と取り組む「地域担当職員制度」の導入を検討します。</p>	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	自治会加入率	%	26	73.66	73.66	73.66	人権市民協働課
2	コミュニティセンターの利用者数（延べ人数）	人／年	26	67,791	67,000	67,000	人権市民協働課

6-4 交流の促進

施策 1 地域間友好交流の展開

基本方針

志摩市が持つ豊かな自然・伝統文化などの地域特性を生かした地域間交流を促進し、友好自治体や「志摩びとの会」などを通じて交流人口の拡大を図ります。また、大学などの研究・教育機関との効果的な相互連携と協働を推進します。

現状と課題

① 地域間友好交流の推進

友好都市である岐阜県郡上市との交流は、民間団体主導で物販や催事の交流を継続して実施されるなど、交流内容は定着してきています。また、同様に平成 26 年には愛知県日進市とも提携を結んでおり、産業・観光に関する交流をはじめとしたさまざまな交流事業を早急に実現するため、さらなる調整が求められています。

② 交流ネットワークの拡大

志摩市応援倶楽部「志摩びとの会」をはじめとするネットワークを構築して、志摩市の観光情報などを発信し、また、「志摩びとの会大阪交流会」を開催して会員相互の交流を進めており、今後も「志摩びとの会」の会員の拡大に努め、市のさまざまな情報を発信し、会員との交流を図ることが求められます。

③ 多様な分野を通じた交流機会の創出

効果的な相互連携と協働を推進し、発展に資することを目的とした地域間交流の展開として、国立大学法人三重大学や学校法人立命館との間で連携協定を締結しています。この協定を活用しながら、引き続き、他大学についてもアプローチを仕掛け、さまざまな分野を通じて交流の機会をつくります。今後は、連携から生まれた成果を市の施策につなげていく仕組みの構築が必要です。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 友好自治体間の交流を推進するとともに、志摩びとの会のネットワークの拡大を図り、内外の人的交流を活性化します。
- ・ 大学などの研究・教育機関との連携をより深め、地域課題解決や行政施策につなげていきます。



今後の取り組みの内容

① 地域間友好交流の推進	主な担当課
<p>①-1 地域間友好交流の推進</p> <p>志摩市が持つ豊かな自然・伝統文化などの地域特性を生かした交流を通じて、岐阜県郡上市や愛知県日進市とさまざまな分野での交流を図り、さらなる交流人口の拡大に努めます。</p>	<p>総合政策課 人権市民協働課</p>
<p>①-2 交流ネットワークの拡大</p> <p>志摩びとの会を通じて、志摩市民と各地で活躍される志摩市出身者や応援者である会員との交流ネットワークを維持するため、会報誌を発行して観光情報などを発信します。</p> <p>志摩びとの会大阪交流会を通じて、会員による志摩市のPR活動を展開します。</p>	
<p>①-3 大学との連携</p> <p>連携協定を締結している国立大学法人三重大学や学校法人立命館を中心に、相互が抱えている課題に対して協働で課題解決に向けた取り組みを推進します。</p>	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	友好自治体間の交流回数	回／年	26	32	35	35	人権市民協働課
2	志摩びとの会会員数	人	26	538	650	750	総合政策課



施策 2 国際交流の展開

基本方針

国際化の進展にともない、市民の国際交流活動が広がりを見せる中、国際感覚に優れた人づくり、まちづくりを推進し、国際性に富んだ地域社会を形成していきます。

現状と課題

① 国際感覚の醸成

異文化交流により、地域の特性を知り、自己の文化を再認識しながら、地域の独自性を高めるための取り組みを行っており、社会経済や文化のグローバル化、ボーダレス化の進展といった潮流を受けて、さらに取り組みを推進していく必要があります。特に、国際理解や国際交流の推進、国際感覚に富んだ人材育成、外国人の受け入れのための環境整備などについては、重点的に取り組みを進める必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 青少年交流事業や外国語活動の推進など、国際理解を深める教育内容の充実に取り組みます。
- ・ 次代を担う子どもたちについては、適性や能力に応じ、国際理解を深める教育の充実を図るとともに、地域の協力によるさまざまな交流や体験を通じ、国際社会に生きるための幅広い視野と豊かな人間性を育む機会を充実します。
- ・ 志摩市国際交流協会などと協働し、日本語教室などの市民ボランティアの発掘・育成やイベントの開催などを通じて、国際交流の推進に取り組みます。
- ・ 観光や親善を目的とした海外友好都市との交流の促進に取り組みます。

今後の取り組みの内容

①国際交流の推進体制の整備		主な担当課
①-1 国際交流協会などによる交流促進	志摩市国際交流協会を中心とした国際交流や外国人市民とのイベントなどの交流、また、語学研修のための日本語教室を継続して開催します。	人権市民協働課
①-2 受け入れ体制の整備	地域における国際化推進のため、通訳ボランティアを育成し、また、外国人青年の受入体制強化ため、ホストファミリーの充実を図ります。	
①-3 案内板、パンフレットなどの整備	公共施設への外国語表記や行政情報などに関する外国語パンフレットの設置、相談窓口の整備など、外国人市民が安心して快適に生活できる環境づくりを関係部署と連携して進めます。	
②国際感覚に富んだ人材の育成		
②-1 国際感覚に富んだ人材の育成	志摩市国際交流協会と協働して、外国語学に精通するリーダー育成を推進します。	
③姉妹（友好）都市連携の検討		
③-1 姉妹（友好）都市提携の検討	観光誘客や国際親善を推進するため、国際都市との友好交流を実施し、研鑽を重ねた結果として、姉妹都市提携を検討します。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	ホストファミリーの数	家族（累計）	26	27	30	33	人権市民協働課
2	外国人青年受入れ回数	回／年	26	2	3	3	

6-5 移住・定住の促進

施策 1 移住・定住の促進

基本方針

「住む人支え」「来る人迎える」まちをめざし、「志摩市創生総合戦略」に基づき、人口減少対策事業を積極的に展開し、移住促進や定住促進を図ります。

現状と課題

① 地域の疲弊による人口減少

志摩市では、これまでも少子化対策や産業振興などの地域振興策を講じてきましたが、一定の成果を上げているものもありますが、残念ながら、市内の人口減少に歯止めはかからず、産業振興による地域経済の活性化も実現されていません。今後は引き続き、地域振興政策を展開するとともに、特に人口減少対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

② 「まち・ひと・しごと創生法」

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、志摩市でも地方創生を通じた人口減少の抑制を目的に「志摩市創生総合戦略」を策定しました。今後は、総合戦略に記載されている志摩市が講じるべき具体的な施策に基づき、人口減少対策に取り組んでいく必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・「志摩市創生総合戦略」に志摩市一丸となって取り組むためには、特に「産官学金労言」の連携強化が必須であり、協働・協力体制の構築が重要になっていきます。
- ・空家等を利活用した移住促進施策に取り組んでいきます。

今後の取り組みの内容

①移住の促進		主な担当課
①-1 移住の促進 生	首都圏での移住セミナーを活用し、移住促進を図ります。	
①-2 移住環境の整備 生	移住者が住みやすく、移住しようとする人に選ばれるまちづくりを推進します。	
①-3 空家等の活用 生	市内で増加している空家等を利活用し、「リノベーション(*)事業」や「空き家バンク」などの転入者を増やす施策を展開します。	
②定住の促進		総合政策課 都市計画課
②-1 若者の定住 生	若者にとって魅力的で住みたいと思えるようなまちづくりを推進します。 若者が集まる場の創出に取り組み、若者の活力維持と志摩市に残りたいと思う意識の向上を図ります。また、婚活事業に対する支援を検討します。 奨学金を受けて大学などに進学し、卒業後に志摩市で就職した場合に奨学金の一部を市で補助するなど、若者の定住促進に向けた取り組みを検討します。 若者が住宅を新築、購入、賃貸する場合に支援できる仕組みを検討します。	
②-2 島おこし団体、リーダーの育成 生	離島地域における住民の自主的な島おこし活動や島おこし団体の育成支援を推進し、新しい島おこしによる交流人口の増加、若年層の定住促進などに結びつけます。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値(直近)		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	IJU(移住)ターン促進のための奨学金返済補助制度の利用者数(延べ人数)	人	-	-	120	220	総合政策課
2	支援した若者の集い(イベント等)で集まった若者の数	人/年	-	-	200	200	
3	空き家リノベーション制度の利用件数	件(累計)	-	-	6	11	都市計画課



首都圏での移住相談会

市民・事業者との協働の方向

●行政サービスの向上に向けて

- ・ 行政改革の推進には、市民の理解を得なくては実施できない項目もあり、行政サービスの低下を招かないよう市民との協働により、まちづくりを推進します。

●市民に開かれたまちづくりに向けて

- ・ 事業所への広報紙の設置など、あらゆる情報提供の可能性を検討します。
- ・ 市民参画の意識向上をめざした取り組みを推進します。
- ・ 市民活動団体の活動内容や活動課題などを共有する意見交換・情報交換の場を設け、あらたな協働での取り組みへ発展させるなど、地域ネットワークづくりを推進しながら市民活動団体間などの活性化を図ります。

●地域コミュニティ基盤の強化に向けて

- ・ 自治会と行政が連携して自治会の加入率向上に向けた施策を推進します。

●交流の促進に向けて

- ・ 6次産業化などの産業分野における新たな事業展開などに事業者・大学・行政が協働で取り組みを推進します。
- ・ 市内の地場産業の魅力に触れる機会づくりのため、志摩市国際交流協会と協働して、青少年交流事業（JENESYS）（*）を開催します。

●移住・定住の促進に向けて

- ・ 「住む人支え」「来る人迎える」まちをめざした地域の雰囲気づくりに、志摩市一丸となって取り組みます。
- ・ 空家等所有者と行政の連携により、移住・定住の受け皿となる空家等の利活用に取り組みます。
- ・ 若者にとって魅力的で住みたいと思えるまちをめざして、志摩市一丸となって取り組みます。